

令和5年1月18日

第31回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第31回総会議事録

1. 日 時 令和5年1月18日(水) 午後2時00分

2. 会 場 もちずり学習センター「ホール」

3. 出席委員 23名

4. 出席の委員

1番	栗原 武弘	2番	小山 正雄	3番	柴山 栄重
4番	吾妻 良博	5番	加藤 良子	6番	中村 謙一
7番	野崎 俊幸	8番	浪岡 真澄	9番	油井 妙子
10番	渡邊 俊春	11番	大宮 篤司	12番	菅野 善晴
13番	菱沼寿美恵	14番	渡邊 正芳	15番	尾形 寅昭
17番	関 健一	18番	安田 善喜	19番	渡邊 友一
20番	黒澤喜久夫	21番	齋藤 貴裕	22番	阿部 哲也
23番	穴戸 薫	24番	芳賀 正寿		

5. 欠席の委員 16番 古関 恵子

6. 事務局の出席者

事務局 長	関根 卓也	主 査	氏家 悠也
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	副主査	菅野 貴裕
農地係長	阿部 三起夫		

議案の内容

- 第1号 農地等の買受適格証明願出について
- 第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第7号 現況確認証明願出について
- 第8号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第9号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について

事務局長
会長
事務局長
議長
議長
議長
農地係長
議長
議長
農地係長
議長
農地係長
議長

ご案内の時間となりましたので、 宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、新たな農業委員が決定いたしましたので、はじめに、議席の指定を行います。福島市農業委員会会議規則第5条の2により、委員の議席は、議長がそれぞれ定めると規定されており、また、同条第2項で、必要があると認めるときは、議席を変更することができることとされておりますことから、議長が議席を指定してもよろしいでしょうか。
〔「異議なし」の声〕

それではこれまでの議席決定の慣例にならい、区域番号順の氏名の五十音順といたします。
1番 栗原武弘委員、2番 小山正雄委員とし、3番から24番につきましては、これまでどおりといたします。
続いて事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

16番 古関恵子委員より欠席の旨、届出がありました。
事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、23名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第31回総会を開催いたします。
福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。
9番：油井妙子委員、20番：黒澤喜久夫委員を指名いたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の氏家主査を指名いたします。
福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。
会期を本日16時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日16時までと決定いたします。
議案を上程いたします。事務局議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(112件)】
合計112件、令和5年1月18日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

本日の総会には、傍聴の方がいらっしゃいます。入室していただいておりますので、よろしくをお願いいたします。
議案第1号について事務局の説明を求めます。

議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地等の買受適格証明願出についての案件は、耕作の目的で、農地の競売に参加するための証明願出1件です。農地法第3条第2項各号には該当しておらず、農地取得の許可条件をすべて満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番についてご説明いたします。申請人は郡山市の方でございますが、福島市内にある農地が競売されるということで、この買受をしたいということから、買受適格の証明願を出している案件であります。農地法上、申請人が農地取得する権利条件を満たしているかという観点で審査したところ、条件を満たしていることから、買受適格を有していると判断いたしました。なお、本案件に関連する議案第2号の整理番号1番の方についても、競売に参加するのですが、前月の段階ですでに証明願は許可されておりますことを申し添えます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	異議なしと認め、議案第1号 農地等の買受適格証明願出について、整理番号1番の1件、原案の通り許可と決定いたします。
農地係長	次に、議案第2号について、事務局の説明を求めます。 3ページをご覧ください。議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転9件、賃借権設定1件、区分地上権設定3件の計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」の通り、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可の条件をすべて満たすものと考えます。 区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	整理番号1番及び2番についてご説明いたします。競売に係る土地を取得したいという事ありますから、土地は同一物件であります。まず、整理番号1番につきましては、実はこの土地は、申請人の居住地からすぐ近くにありまして、申請人が以前から借り受けて、りんご栽培をしている農地であります。整理番号2番につきましては、先ほど申し上げましたように農業者として認められておりますので、ともに許可相当案件と区域協議会では判断をいたしております。ご審議をよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番	議長5番（発言を求める。）
議長	5番（発言を許可する。）
5番	整理番号3番についてご説明いたします。譲渡人は高齢となっております。昔は娘が耕作をしておりましたが、耕作が難しくなったようです。今回、譲受人が、当該地は自宅付近で耕作の便利が良いということで、購入を求めています。なお、売買価格が高いのは周りが市街化が進んでいるため、宅地並みの価格で譲渡人と譲受人の間で決めた価格となっております。そしてもう一点、譲受人の自宅の目の前が当該地となっております。どうしても自宅の目の前に家を建てられると日照の問題が起きてしまいますので、譲受人がそういった点も含めて当該地が欲しいということでこの価格になったということです。区域協議会では、審議した結果、問題なしと判断いたしました、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号4番及び5番は、地上権設定の案件です。これにつきましては、この後審議されます、議案第4号の整理番号3番から5番の営農型太陽光発電事業に関連いたしますので、一体での審議を行うため、順序変わりますけれども、整理番号4番及び5番につきましては議案第4号の整理番号3番から5番の採決後に、審議をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、整理番号4番及び5番については、議案第4号の採決後の審議といたします。次の説明をお願いします。
農地係長	4ページをご覧ください。区域番号4番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号6番及び7番についてご説明いたします。まず、整理番号6番の案件でございますが、譲渡人は会社員でございます。現況は畑でございますが、今のところ何も耕作はしておらず、草刈等の管理はしているところでございます。今回、譲渡人の知人であります譲受人が、この土地で耕作したいということで、所有権移転となった案件でございます。譲受人は二本松市在住と少し距離はあるのですが、向こうで特に水田を中心に農業をやっている方で、今回この土地には、あまり手のかからない柿、梅等の栽培をしたいという話でございます。整理番号7番につきましては、譲渡人の長男が一生懸命農

業をやっていたのですが、昨年、その長男が突然亡くなり、譲渡人は高齢のため、一人では農業は続けられないということです。そこで譲受人が、車で5分くらいで行ける場所のため、経営規模の拡大ということで耕作をするという案件でございます。両案件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号8番から10番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号8番から10番についてご説明いたします。まず、整理番号8番の案件であります。譲受人の耕作している隣の土地が当該地になります。自作地続きで耕作が便利ということで、これまでも譲受人が耕作しておりましたが、今回、正式に所有権移転して、耕作をするという案件であります。次に整理番号9番及び10番については、関連案件であります。それぞれの耕作地の隣の土地を、お互い耕作に地続きで便利ということで、今回お互いに贈与ということで、農地を交換するという案件でございます。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 5ページをご覧ください。区域番号7番、整理番号11番から13番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号11番から13番についてご説明いたします。まず、整理番号11番につきましては、譲渡人が現在一人で営農されていまして、なかなか全ての農地を管理できない状態だということです。今回、近隣で営農しております譲受人に所有権移転するというので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。次に整理番号12番につきましては、譲渡人は職業欄にあるとおり大工ということで営農しておりません。譲受人は経営規模の拡大を図っている途中であり、以前より当該地も耕作をしていたということでありまして、今回正式な手続きをとるということになっております。従って区域協議会では問題なしと判断いたしました。整理番号13番につきましては、先ほど須南区域の方から説明があったとおり、この後、審議される営農型太陽光発電事業の関連案件となっておりますので、整理番号13番については、議案第4号の整理番号3番から5番の採決後に審議をお願いしたいと思います。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 [「異議なし」の声]

議長 ご意見、ご質問ございませんので、整理番号11番から13番のうち、整理番号13番については、議案第4号の採決後の審議といたします。
 それでは、これより採決に入ります。議案第2号、整理番号4番、5番、13番の案件につきましては、議案第4号、整理番号3番から5番の採決後の審議といたしますので、それ以外の整理番号1番から3番、6番から12番までの簡易採決といたします。
 それでは、簡易採決により、議案第2号、整理番号1番から3番、6番から12番までについて、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
 [「異議なし」の声]

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から3番、6番から12番までの10件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第3号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分から見た転用基準、また周辺の営農条件へ支障を及ぼす恐れもなく、許可の条件をすべて満たすものと考えます。区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 2番 議長2番（発言を求め。）
 議長 2番（発言を許可する。）
 2番 整理番号1番についてご説明いたします。申請者は、自身の居宅の隣にある作業小屋及び物置倉庫などが老朽化したということから、今回建て替えを計画しました。そのために、設計を大工にお願いしたところ、現状が道路となっている農地から進入しなければならず、追認ではありますが、やむを得ない事情ということで、区域協議会では許可相当であると判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 [「異議なし」の声]

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
 [「異議なし」の声]

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第4号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 7ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転7件、賃借権設定1件、使用貸借権設定5件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、

また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番及び2番についてご説明いたします。まず、整理番号1番につきまして、譲受人は寺院であります。申請地は、隣接する土地に共同納骨の墓地がございます。この墓地は、言うなれば、墓じまいした人、それから浜通りから福島にこられた方々が持ち込んだ納骨堂、人によりましては納骨ボックスと言う方もいるそうですが、それが約2,000区画あります。この共同墓地は出来てまだ間もないのですが、現在、すでに200を超える骨が納骨されています。そのこともありまして、お盆の時や、春秋の彼岸時には、隣にある駐車スペースでとても間に合わないの、道路に駐車しているという状況であります。当該農地を駐車場に転用することによる周辺への影響は全くないという現状にあります。したがって区域協議会では問題なしと判断いたしました。それから、整理番号2番であります。これは電気通信事業者が通信用のアンテナ設置工事のための作業場敷地として一時転用するものでありまして、周辺に及ぼす影響はほとんどないということから、区域協議会では、この案件についても問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号3番から8ページ6番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号3番から6番について説明いたします。まず、最初に8ページの整理番号6番から説明をさせていただきます。譲受人は福島唯一の酒蔵で、歴史もあり、信用もある酒蔵です。それが新しい製造施設として当該地を求めての申請になります。区域協議会では、問題なしと判断いたしました。続きまして、整理番号3番から5番について、お願いがあります。吾妻小富士開発パイロット事業地における営農型太陽光発電事業の一時転用となります。こちらの案件につきましては、農業委員及び関係する農地利用最適化推進委員により、事前に現地視察や事業者の説明会などを行い、審査のための準備を進めてきたわけですが、区域協議会において、議案審査にあたって慎重を期するためにも、もう少し意見を取りまとめる時間をいただきたいとの意見となりました。本来であれば本日の総会で決議されるものですが、総会での慎重審議のため、整理番号3番から5番につきましては、本日の議決ではなく、少し延ばしていただくように、区域協議会としてお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	整理番号3番から5番の決議を延ばしたいということは、具体的にどういうことですか。判断できないというのは、具体的にどういう理由ですか。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	もう少し時間が欲しいということです。区域協議会の中でも、農業委員及び農地利用最適化推進委員と協議しましたが、もう少し話し合いを持ちたいということです。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	何についての話し合いを持ちたいのですか。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	この後、地元の方でも説明会を予定しておりますので、その辺の部分も含めて、色々と審議したい部分がありまして、それで少し時間をいただきたいということです。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）
18番	別段問題はないと思いますが、農業委員としてどんなことに引っかかって決められないのか。何か問題なのかと思って質問しただけです。
議長	そのことについては、慎重審議のために、議決を延ばして欲しいとの意見でございますが、いつまでに審議をしなければならないのか。期限などについて事務局の説明を求めたいと思います。
農地係長	現在、県が示す標準事務処理期間に準じて処分をしておりますが、農業委員会の処分については、1月24日の常設審議会にかける必要もありますので、それまでに行う必要があります。2月の総会まで延ばすことはできませんので、審査をする場合には臨時総会を開催するなどの必要があると考えます。また、総会議決後の事務処理期間も必要になりますので、処理期間に含めて、ご検討いただきたいと思います。
議長	只今、事務局から説明がありましたが、議決を延ばすとしても、処理期間があることから、2月の総会までは留保できません。一方で、区域協議会から意見などをまとめる時間をもう少しいただきたいとの意見でもありましたので、議長としては、なるべく早い時期に、改めて総会を開催し審議することが良いのではないかと考えています。 つきましては、委員の皆様へ異議の有無をお諮りいたします。
2番	議長2番（発言を求める。）
議長	2番（発言を許可する。）
2番	事務局に伺います。適正な処理期間というのは、おそらく30日だと私は思っているのですが、いつから数えて30日になるのでしょうか。
農地係長	こちらにつきましては、申請のあった時から、書類の不備等があり調整などが入った場合は、その期間を除くということになっております。基本は4週間なのですが、権限移譲されていない市町村ですと県に進達するので、6週間までは許容範囲だと伺っており

ます。

2番
議長
2番
農地係長

議長2番（発言を求める。）
2番（発言を許可する。）
それは2月のどの辺ですか。1月中ではないですよ。地元にもそれなりの時間を与えた方が私はいと思います。
通常この案件だけではなく、他の案件に関しても、前月の月末少し前に申請あったものに関しては、翌月の30日ぐらいに許可書を出せるような準備を進めているところであり、ただ、今回の件に関しましては、先ほどお話をさせていただきましたように常設審議会に案件として上げて、協議いただくため、それまでに間に合わす必要があると考えますので、1月24日期限と事務局の方では捉えているところであります。

24番
議長
24番

議長24番（発言を求める。）
24番（発言を許可する。）
須南地区の方からご意見があって、若干余裕を持って、もう一度審議をしたいということは私は可とするのですが、今回は区域番号3番ということで、代表して出ておりますが、吾妻区域も一部含まれています。一部というか、相当の面積が含まれているということもありまして、いろいろ慎重審議を連携しながらしていく中で、要望等が出るのであれば、取りまとめられる時間があるのであれば、要望を取り組みまとめて、次回の総会にお示しをして、総会で決議をしていただければ、なお一層良いのではと思いますので、併せて議長に判断をお任せしたいと思います。

議長

つきましては、只今いろいろご意見が出ましたけれども、異議の有無をお諮りします。議案第4号、整理番号3番から5番については、臨時総会を開催し採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成委員挙手】

議長

全員挙手ということです。賛成多数でございますので、議案第4号、整理番号3番から5番については、改めて臨時総会を開催し、採決することといたします。農業委員会の処分については、1月24日の常設審議会の意見を聞いて行う必要がありますので、開催日程は、早急に調整させていただきます。区域協議会では、意見等を取りまとめたいただき、臨時総会での慎重な審議を行えるよう、準備をお願いいたします。

8番
議長
農地係長

8番
議長
農地係長

8番よろしいですか。
よろしく申し上げます。
それでは、次の説明をお願いいたします。
区域番号4番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番
議長
12番

議長12番（発言を求める。）
12番（発言を許可する。）
整理番号7番及び8番についてご説明いたします。まず整理番号7番につきましては、譲受人が道路から自宅までの進入路が狭いということで、今回、譲渡人から申請地を譲り受ける案件でございます。農地区分も第三種農地ということで、周りも宅地化しておりますので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。続いて、整理番号8番につ

きましては、譲受人の工場脇の駐車場の拡張のために、所有権移転するという案件でございます。こちらも周辺営農地の営農に影響はないと判断したところでございます。したがって、両案件とも区域協議会では問題なしと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号9番から9ページ11番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長番17（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号9番から11番の3件についてご説明いたします。まず整理番号9番ですが、譲受人の妻が、現在デイサービスを利用されているそうです。ところが車が玄関近くまで入れないので、今回譲渡人の土地を取得して、玄関近くまで車が入るようにしたいということです。また、自家用車も駐車したいということでの案件であります。続いて整理番号10番についてですが、譲受人は譲渡人の娘の夫になります。今回、譲受人が農家住宅を建築したいという案件であります。続いて整理番号11番は、譲受人が工場の増築を計画しており、工場増築に伴い敷地の中に緑地も取らなければならないということ、また、従業員が増えれば、駐車場も足りず手狭になるということで、今回、駐車場用地として取得したいということであります。周辺農地に及ぼす影響はございません。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号12番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号12番についてご説明いたします。現在耕作されていない、第二種農地に太陽光発電施設を作るとことです。周辺農地の所有者からの承認も終えておりまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号13番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号13番についてご説明いたします。申請者である譲渡人と譲受人につきましては親子であります。転用目的は分家住宅であり、周辺の営農には支障が全くないということで、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それではこれより採決に入ります。整理番号3番から5番の案件につきましては、次回、臨時総会を開催しての採決となりますので、それ以外の整理番号1番、2番、6番から13番までを簡易採決といたします。

それでは簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番、2番、6番から13番までの10件、原案の通り許可と決定いたします。

次に、先ほど議案第4号、整理番号3番から5番の採決後に審議することといたしました、議案第2号、整理番号4番、5番、13番について審議をいたします。

議案第4号、整理番号3番から5番については、改めて臨時総会を開催し採決することから、関連する議案第2号、整理番号4番、5番、13番についても、次回臨時総会で採決することが良いのではないかと考えます。

つきましては、委員の皆様へ異議の有無をお諮りいたします。

議案第2号、整理番号4番、5番、13番について、臨時総会を開催し採決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成委員挙手】

議長 全員賛成ということですので、議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号4番、5番、13番については、改めて臨時総会で採決することといたします。

次に、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 10ページをご覧ください。議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の期間が変更となったことによる変更承認申請で計1件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしく申し上げます。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番の案件についてご説明いたします。工期延長に伴う事業期間の延長であり、

区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案の通り承認と決定いたします。

次に、議案第6号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 11ページをご覧ください。議案第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、福島市空き家バンク実施要領が要綱に規定する空き家バンクに登録された空き家に付随する農地に限り、別段の面積を0.01アールに設定をするものです。申請にあつては、区域担当委員とともに、現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認しております。区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細につきましては、議案書のとおりとなります。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号1番についてご説明いたします。申請人は県外に住んでおりますが、父が亡くなり、福島市内にある実家を相続されました。その実家に付随する農地であることを確認して参り、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 異議なしと認め、議案第6号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第7号 現況確認証明願についての案件は、昭和27年通知「農地法の施行について」に基づき、農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員とともに、現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番 (発言を許可する。)

議長 2番 整理番号1番についてご説明いたします。当該地は、願出人の母が平成元年頃まで耕作しておりましたが、高齢化により耕作できなくなり、平成22年に願出人が相続をいたしました。平成元年頃から平成22年まで耕作されておられませんから、当然ながら山林化しております。当該地は12月8日に地区担当委員が現場を確認しており、すでに農地に戻すことは困難な状況になっていると判断をいたしました。したがって、現況証明につきましては、山林ということになるかと思えます。区域協議会においても、そのように判断をしたところであります。ご審議のほどお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 現況確認証明願出について、整理番号1番の1件、原案の通り決定いたします。

次に、議案第8号について、事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第8号 農地法施行規則第29条第1項該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員とともに現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長 5番 議長5番 (発言を求めらる。)

議長 5番 (発言を許可する。)

議長 整理番号1番についてご説明いたします。先ほど許可相当と判断された議案第2号整理番号3番の筆は、元々当該地の一部であったものを分筆したものです。当該地については農業用の倉庫があるために、農地転用の証明願出を出されたもので、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第8号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第9号について事務局より説明を求めます。

農地係長 14ページをご覧ください。議案第9号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、福島市長より意見を求めら

れた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が8件、170,733㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

15ページ、区域番号4番、整理番号1番から16ページ3番までの3件、詳細は「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号1番から3番の3件についてご説明いたします。まず、整理番号1番ですが、借人は一生懸命農業をやっている方です。今回経営規模の拡大ということで、問題ないと思われま。次に整理番号2番について、借人は新規就農であります。貸人が高齢のため、また病気になったということで、昨年かから借人が耕作することになっております。借人は、各種指導会にも出席をして、一生懸命農業に取り組む意欲がある方でございます。続いて整理番号3番につきましても、整理番号2番の借人が設定を受ける案件です。貸人は、整理番号3番の貸人に農地を貸していましたが、先ほど申し上げたように病気ということで、また、整理番号2番と3番の農地は地続きになっており、1ヶ所になっているため、今回借人がまとめて耕作するということです。3件とも、区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番から6番までの3件、詳細は、「議案書」及び別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号4番から6番の3件についてご説明いたします。まず、整理番号4番であります。借人は新規就農です。これまで、きゅうり農家である兄の栽培を手伝ってきたそうでございます。これから妻と一緒にやるということで、大変意欲がある方でございます。整理番号5番と6番は再設定であり、現在適正に管理されておるところでございます。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 17ページ、区域番号6番、整理番号7番の1件、詳細は、「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

21番 議長21番（発言を求める。）

議長 21番（発言を許可する。）

21番 整理番号7番につきましては、借人が中間管理機構を利用し、貸人の土地を借り、サツマイモの栽培を行うということで、区域協議会では問題なしと判断されました。ご審議

のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 18ページ、区域番号7番、整理番号8番の1件、詳細は、「議案書」のとおりです。
よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求め。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号8番についてご説明いたします。貸人につきましては、農業者ではありませんが、果樹も経営しておりまして、今回水田はお任せをして、果樹経営に専念したいということとあります。借人の法人は、住所が登記簿上の松川区域となっておりますが、事業所が吾妻区域内にありまして、近隣の水田も綺麗に管理をされて規模拡大中であるということとありますので、今回の設定する利用権の内容につきましては適正であると区域協議会では判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第9号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次長 次に、議案第10号について、事務局の説明を求めます。

19ページをご覧ください。議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率的かつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会及び総会の意見が、1月27日に開催されます、農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状、5年後の目標が達成される見込みがあるか否かなどにつきまして、ご審議をお願ひいたします。

20ページ、新規の認定農業者につきまして、区域番号2番、整理番号1番の1件、内容につきましては、「議案書」に記載のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求め。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号1番についてご説明いたします。福島市農政だより1月号に記載されているように、令和4年度福島市農業賞の農業奨励賞を次世代農業者部門で表彰を受けている方です。5年後の計画も区域協議会では何ら問題はないと判断をいたしましたので、よろしくお願ひいたします。

議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号3番、整理番号2番から4番の3件、詳細は「議案書」のとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号2番から4番についてご説明いたします。まず、整理番号2番の申請者は、年齢的には70歳を過ぎておりますが、花きを中心に一生懸命作ってる方で問題ないと思います。続いて整理番号3番は、この法人の代表者が地元出身の方で、休耕地を中心に大豆など付加価値の高いものを中心に栽培するというので、期待の持てる申請者だと思えます。次に整理番号4番ですが、住所が近隣市町村になってはいますが、実際には須南地区に住んでおり、ねぎを中心に野菜類を作っております。この方も問題なしと区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	21ページをご覧ください。区域番号4番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号5番についてご説明いたします。夫婦での共同申請でございます。8年前に新規就農ということで、アスパラガスを中心とする露地野菜を作っております。夫の実家は果樹農家であり、りんごを栽培しておりますが、自分たちは野菜を中心として今取り組んでいるところでございます。将来的には、親が高齢になった際には、果樹の方も栽培していくことを考えているようでございます。今後の目標についても間違いなく達成できるものと判断しまして、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
次長	区域番号6番、整理番号6番の1件、詳細は「議案書」のとおりでございます。よろしく願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
21番	議長21番（発言を求める。）
議長	21番（発言を許可する。）
21番	整理番号6番についてご説明いたします。申請者は、水田と菊の複合経営を行っており、今後は菊の栽培の方に力を入れていくということでした。区域協議会では5年後の目標

が達成されると判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 22ページをご覧ください。認定農業者の再認定について、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は議案書のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

2番 議長2番（発言を求める。）

議長 2番（発言を許可する。）

2番 整理番号1番についてご説明いたします。申請者は、現在40代前半で、非常に農業に対して熱心に色々勉強なさっていると聞いております。現在はいちご栽培が中心ですが、今後、きゅうりとねぎを取り入れて、ハウスを活用しながら、労力の軽減を図って、施設野菜を大々的にやっていきたいと考えてございます。現状すでに1町歩以上を営農しており、さらには農業者年金にも加入し、非常に一生懸命やっておられるようですから、今後地域で期待される農家の1人になると判断をしております。5年後の目標を達成可能と、区域協議会では判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

5番 議長5番（発言を求める。）

議長 5番（発言を許可する。）

5番 整理番号2番及び3番についてご説明いたします。まず整理番号2番の方は、ぶどう、もも、りんごを中心に栽培し、ぶどうについては、研究をして頑張っている方です。整理番号3番の方は農地利用最適化推進委員です。有機質投入なり、土づくり等を色々研究して頑張っている方です。5年後の計画も、りんご、梨の合間に野菜を作ったりして一生懸命やっているのも大丈夫だと思います。区域協議会では、何ら問題はないと判断をいたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号3番、整理番号4番及び5番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号4番及び5番についてご説明いたします。まず、整理番号4番の方は、施設野菜でトマト、きゅうりを中心に、大型ハウスを4棟使って栽培しております。頑張っ

いるので、全く問題ないと思います。続いて整理番号5番の方は、農地利用最適化推進委員もされております。牧場を経営している社長です。全く問題なく、頑張っていると思います。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 23ページ、区域番号4番、整理番号6番から8番、24ページ10番の4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号9番は取り下げとなっておりますので、整理番号6番から8番、次ページの整理番号10番の4件についてご説明いたします。それぞれ皆さん、各地域で中心的な農家として頑張っております。今後の目標についても、間違いなく達成できるものと、区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号11番から13番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

17番 議長17番（発言を求める。）

議長 17番（発言を許可する。）

17番 整理番号11番から13番の3件についてご説明いたします。まず、整理番号11番ですが、この法人は肉用牛の牧場経営をされております。30代で頑張っている青年でございます。次に整理番号12番については、水稻とWCSの規模拡大を図り、それに合わせまして小菊栽培を導入するということとあります。続いて整理番号13番については、特別栽培米の生産と小菊の栽培をしております。いずれの3件についても5年後の目標は達成されると、区域協議会では判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号14番及び25ページ、15番までの2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号14番及び15番についてご説明いたします。まず、整理番号14番につきま

しては、単独の申請であります。経営改善計画内容につきましては、区域協議会では適正と認めました。続いて整理番号15番につきましては、このお二方については親子でございます。経営改善計画の内容につきましても、区域協議会では適正と認めました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により議案第10号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案の通り決定いたします。

次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書26ページ、報告第1号から37ページ報告第6号は、議案書に記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。

閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第31回総会を終了いたします。

(午後3時25分)

令和5年1月18日

これは、福島市農業委員会第31回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 9番 _____

議事録署名人20番 _____